

歌の家の好士大中臣輔親

— 平安朝中期歌人の一位相 —

小町谷 照彦

- 一 大中臣家重代の歌人と歌の家の意識
- 二 専門歌人輔親の詠作活動
- 三 好士としての輔親——名所と月と
- 四 名所憧憬と天の橋立
- 五 和歌史における天の橋立
- 六 輔親の専門歌人性と好士性

大中臣輔親という歌人を、平安中期の和歌史の中に位置づけようと試みたものである。まず、歌の家の大中臣家の歌人という面を、その専門歌人としての意識や詠作活動を展望し、次に、好士としての面を、月への愛着や名所の天の橋立への傾倒に注目し、関連して名所としての天の橋立を考察した。輔親の専門歌人性と好士性との二面を、和歌史的な観点から統一的に説明できるような図式を構築してみようとした。

一、大中臣家重代の歌人と歌の家の意識

『古今集』の四人の撰者や『後撰集』の梨壺の五人のような、宮中や撰関家に歌合や屏風歌詠進などに奉仕する専門歌人ともいわれるような歌人を、和歌史的に『拾遺集』前後の時代に当たる時期に求めるとすれば、いささか知名度には及ばないところがあるが、大中臣輔親などはさしずめその筆頭に挙げられるのではなからうか。たとえば、大嘗会の悠紀・主基の風俗歌を詠進していることなど、その最たるものであろう。『栄花物語』「ひかげのかづら」巻に、輔親と源兼澄が、三条天皇の大嘗会の悠紀・主基の風俗歌を詠進した記事がある。

冬の日もはかなく暮れて、大嘗会のいそぎさせたまふ。されど、その日はただうるはしうぞある。歌ども、悠紀の方は、大中臣能宣が子の祭主輔親仕うまつる。主基の方は、前加賀守源兼澄なり。この人々、輔親は能宣が子なればと思しめしたり。兼澄は公忠の弁の筋なりなど思しめして、歌の方にさもあるべき人どもを当てさせたまへるなるべし。

『袋草紙』の「大嘗会の歌の作者」の項によれば、輔親は、後一条天皇、後朱雀天皇の折にも詠進したことになる。後一条天皇の時から、主基には儒者が加わるようになる。

つたとあるから、輔親はまさに歌人の代表格であったことになる。『栄花物語』「たまのむらぎく」巻には、後一条天皇の大嘗会の際の悠紀方の作者を慶滋為政、主基方を菅原資忠とするが、悠紀方は輔親、主基方は為政と藤原義忠とするのが正しいとされる。義忠はこの時は歌が採用されなかったらしく、次の後朱雀天皇の折に文人側の作者となっている。

さて、輔親と兼澄とが大嘗会の風俗歌の歌人として奉仕することになったのは、輔親が能宣の子であり、兼澄が公忠の孫であって、それぞれが三十六歌仙であった有力な歌人の血筋を受け継いでいることによるものと記しており、歌人の家系がいかに重要視されたかということがつぶさにうかがわれるのである。確かに輔親はこの時期の専門歌人と称してよいような詠作活動における実績を残しているが、当時は専門歌人の条件として歌の家の歌人であることが大きな条件になっていたということにもなる。一方には、歌の家が形成されるような、『古今集』以来の和歌史の成熟があったということでもある。

『続古事談』二・臣節に、次のような説話がある。

宇治殿（頼通）白河殿にて子の日し給ひけるに、義忠朝臣仮名の序書きたりける。……此日、四条中納言（藤原定頼）、祭主輔親参らざりける。殿より始めて、

口惜しき事に人々思へりけり。各家風を伝へたる人なれば也。

後世の記述とはいえ、「家風を伝へたる人」とは、まさに歌の家の意識によるものである。

『袋草紙』の「撰者の故実」の項に、兼題の歌合の際の出詠歌の採択の心得として、「秀逸にあらずといへども、然るべきの公達ならびに重代の者の歌は、必ずこれを入れるべし。……故伯母女の歌一首は必ずこれを入れるべし。これ頼基、能宣、輔親、伊勢大輔、伯母、安芸君と、六代相伝の歌人なり」とある。ちなみに、安芸君は、郁芳門院に仕えた女房で、郁芳門院安芸と呼ばれ、伯母の養女であり、必ずしも大中原家の直系というわけではない。ほぼ同時期に待賢門院安芸と呼ばれた歌人がいて、別人説もあるが、同人の可能性が大きいといわれる。ここでは安芸君が「六代相伝」の大中原家という「重代の者」であるから、歌合の際には必ずその詠歌を採択しなければならぬというのであり、それほど歌の家に対する意識が強かったということになる。保坂都氏の『大中原家の歌人群』（武蔵野書院昭和四七年）には、右の六人に、越前という新古今集時代の女流歌人に加え、伝記と作歌の面からの総合的な考察がなされている。越前は、七条院や嘉陽門院に仕えた女房といわれ、輔親六代の孫公親の子であり、正治二年（一一二〇

○）第二百百首や千五百番歌合などの作者となり、「源家長日記」に「重代の人」とある。

『袋草紙』には、頼基の歌が『古今集』や『後撰集』に入集していないことについて、「然りといへども、末代に名を知らるること、入りし輩にまされり。……少し不勤なるか」と、藤原公任の『三十六人撰』の人選について、「件の撰不審あり。いはゆる深養父、元方、千里、定文等、これに入らず。この人々、あに頼基、仲文、元真等の類に劣らむや」と、藤原頼通の催した明尊の九十賀の杖の歌を伊勢大輔が詠進したことについて、「頼基は、承平の中宮（穩子）の御賀の杖の歌を詠む。能宣は、大入道殿（藤原兼家）の御賀に詠む。二代この役を勤む。重代なるによりてこれに召す」と、藤原通俊が大江匡房に豪語した言葉として、「和歌の道、能宣、忠岑といへども、これを恐るべからず。貴殿においては、深く恐れ申すところなり」と、伊勢大輔が彰子のもとに初出仕した際に、道長も列座していて、その場にあった八重桜を詠ませたところ、「いにしへの奈良の都の八重桜今日九重にほひぬるかな」の即興の絶唱で応じたことについて、「輔親の娘なり。歌詠むらむと心にくく思しめす間に」となどあり、可否さまざまながら、大中原家の歴代の歌人たちが名門の歌人としていかに重視されていたかがうかがわれるのである。

『枕草子』「五月の御精進のほど」の段に、清少納言がかねがね定子に、「歌詠むと言はれし末々は、少し人よりまさりて、その折の歌はこれこそありけれ、さは言へど、それが子なればなど言はればこそ、かひある心地もしはべらめ。つゆ取り分きたる方もなくて、さすがに歌がましう我はと思へるさまにて最初に詠み出ではべらむ、亡き人のためにもいとほしう侍る」という理由から、御前でけつして歌を詠ませないように申し上げ、定子から、「さらば、ただ心にまかせ。我らは詠めとも言はじ」と許しを得ていた。ところが、庚申待ちの夜、伊周が清少納言に歌を詠むことを強要したが、定子の容認を楯に取って、頑として拒絶していた。そこへ、定子が歌を書いて投げて寄こした。

元輔が後といはるる君しもや

今宵の歌にはづれてはをる

気の利いた定子の歌に、思わず清少納言が笑い出したので、伊周もどうしたことかと尋ねる。清少納言は、定子に歌を返す。

その人の後と言はれぬ身なりせば

今宵の歌をまづぞ詠ままし

つつむことさぶらはずは、千の歌なりと、これよりなむ出でまうで来まし

定子の、歌人元輔の子といわれるそなたが、どうして今夜

歌を詠まずに小さくなっているのかという問いかけに、清少納言は、元輔の子といわれない身であったならば、今夜の歌も率先して詠んだでしょうに、憚ることがなければ、千首の歌でもすらすらと口をついて出て来ましように、と答える。よく知られた逸話だが、親の顔をつぶすような生半可な歌は詠めないとする、歌人の子の精神的重圧をそのままに伝えていっているものである。

輔親は、まさしくこの元輔と併称された能宣の子であったのである。『袋草紙』には、大中原家をめぐって、頼基・能宣親子、能宣・輔親親子にまつわるいかにも歌の家族らしい説話を伝えている。一つは、能宣が頼基に対して、先日敦実親王の子の日でほどの出来ばえの歌を詠んだと言い、どんな歌を詠んだのだと問われて、

千歳まで限れる松も今日よりは

君に引かれて万代や経む

と自作の歌を示して、「世もつてよろしと称す」、世評も悪くなかったと、得意そうに答えたところ、突然に頼基が立腹して側にあった枕で能宣を打ち、「慮外なり。昇殿して、帝王の御子の日あるの時は、いづれの歌を詠むべき。あな、災ひの不覚人かな」と罵倒したので、能宣は早々にその場から逃げ去ったというものである。能宣が父から褒められることを期待していたのに、案に相違して叱責されたのは、

頼基からすれば、秀歌はそれほど簡単に詠めるものではないから、せっかく披露するのなら、脚光を浴びる天皇の御前ですればよいのに、親王のもとでは無意味だというのであろう。『十訓抄』一ノ三十話では、頼基が「さる分かれ宮の子の日に、かかる歌詠むやうやはある」、傍流の親王の宴で秀歌を詠んだのは浅慮だと言ったことになっている。効果的な歌の披露の場を選択することまで考慮するというのは、専門家人的な職業意識であろう。この歌は、『拾遺集』春に収められていて、千代、千歳といわれる松の寿命が、親王の万代の長寿にあやかっつて、さらに延びるというもので、子の日の小松引きにちなんで、縁語の「引く」をあやかする意の「引かれて」に重ねて掛詞とした、趣向をこらしたものである。

もう一つは、能宣の桂邸で宴を催した翌日に、元輔の月輪邸で繰り返して宴が催された折に、同座していた輔親が勸盃の歌を求められて、能宣が「え仕うまつらじ」と辞退したが、さらに勧められて、やむをえず盃を取つて、

さきの日に桂の里を見しことは

今日月輪に来べきなりけり

と無難に詠んだので、能宣も安堵して、「いかがあらむと思ひたまへつるに、けしうはあらず仕うまつりたり」と言つたというものである。この歌は、『後拾遺集』雑四に、

「桂なる所に人々まかりて、歌詠みにまた来むと言ひて後に、その桂にはまからで、月輪といふ所に人々まかり会ひて、桂を改めて来たる由詠み侍りけるに、盃取りて」という詞書を付して、三句を「見しゆゑは」として収められ、同趣旨の内容に説話化されて、『今昔物語集』二十四ノ五十三話に見られる。『今昔物語集』には、「人々此れをいみじく感じけり。此の輔親は、能宣と云ひける人の子也。彼の能宣もめでたき歌詠みにてありければ、相續きて、此の輔親も此く歌を詠むなりけり」とあり、居合わせた人々は輔親の歌を激賞したとあつて、輔親は能宣の子で親子相伝の歌人だから、秀歌を詠むのだと言っている。歌は、月中に桂の木が生えているという伝承を、地名の「桂」「月輪」に重ねた趣向のものである。

二、専門歌人輔親の詠作活動

輔親は、藤原範兼の『後六々撰』に入り、いわゆる中古三十六歌仙の一人であり、勅撰集には、『拾遺集』一首以下、『後拾遺集』十三首、『新古今集』三首など、三十一首が入集している。『拾遺集』に収められた歌、

あしひきの山ほととぎす里馴れて

たそがれ時になのりすらしも

は、『今昔物語集』二十四ノ五十三話に説話化され、藤原

ける。……輔親（臨時客）

新しき春の始めに来る人は

三年の友と思ふなるべし

子の日

年ごとの春の初めに引く松の

積もれる数は君ぞ数へむ

とあり、輔親が、赤染衛門や出羽弁と共に歌人として選ばれたことが知られるのである。歌合では、萩谷朴氏の『平安朝歌合大成』を参照すると（番号は『大成』による）、まず、当時の受領層の歌人や文人たちが結集した、

一〇九「長保五年（一〇〇三）左大臣道長歌合」に、一番の歌人として兼澄と配されて出詠している。「夏の月を惜しむ、遙かに郭公を聞く、水の辺りの松に對ふ」の三題で、判者は藤原公任が勤め、藤原齊信、兼澄が講師であつたかとされる。輔親は、十卷本によれば一勝一敗一持、二十卷本によれば二勝一持であつた。二人のほかに、藤原長能、藤原輔尹、橘行實、橘為義、慶滋為政、源道濟、曾禰好忠、

は、『拾遺抄』では三系統本共に作者が輔親とあり、『後六々撰』でも輔親の歌となつてゐる。これもむしろ輔親の歌の可能性が高い。

輔親の詠作活動の主要なものとしては、前述の三度にわたる大嘗会風俗歌奉仕のほかに、長元六年（一〇三三）十一月に催された、道長室倫子の七十賀の屏風歌を詠進していることが知られる。『栄花物語』『歌合』巻に、次のようにある。

まことや、御賀の歌は、輔親、赤染、出羽、経任の頭弁の母にてもものしたまふ、佐理の大式的女ぞ書きたまひ

大江嘉言、藤原敦信、平祐拳、藤原為時、源為憲の、合わせて十四人が参加した。大江匡房の『続本朝往生伝』に、一条朝に逸材の人が輩出したとある中に、文人として為憲、為時、道濟、歌人として長能、輔親、好忠などの名も見え

後十五番歌合」は、当時の有力歌人を歌合形式で掲げた秀歌撰で、藤原実方、藤原道信、馬内侍、和泉式部、藤原為頼、藤原相如、輔尹、為義、為政、道濟、斎院宰相、赤染衛門、嘉言、好忠、清少納言、中宮大輔、戒秀、寛祐、兼澄、輔親、大江為基、長能、勝観、惠慶、清胤、観教、公任、藤原高遠、花山院、具平親王の三十人の歌人を撰し、その詠歌を一首ずつ掲げたものである。公任撰といわれるが、萩谷氏は、歌人の選定や撰歌の内容などを根拠として、花山院撰説を主張される。一二三「長元八年（一〇三五）五月十六日関白左大臣頼通歌合」、いわゆる賀陽院水閣歌合は、能宣、平兼盛、元輔、源重之、紀時文、源順、為頼、慶滋保胤らが出詠した、七七「貞元二年八月十六日三条左大臣頼忠前裁歌合、右の道長歌合と並ぶ、代表的な撰閑家歌合の一つである。歌人は、藤原行経（長家）、赤染衛門、相模、藤原資業、藤原定頼、輔親、藤原頼宗、大江公資、能因、藤原良経、藤原兼房（資房）などで、歌の撰定には公任が関与しているといわれるが、輔親は判者も勤め、その歌人としての評価が偲ばれる。このほかに、私的な歌合であるが、輔親は若年期には藤原朝光家に親しく出入りしていたらしく、『輔親集』にはその時期の歌合の歌が収められていて、八四「永観頃（九八三、四）」左大将朝光男女房歌合「閑院大将殿男方女方歌合あるに、逢はぬ恋」

がそれであるが、八三「永観頃」七月或所歌合（初秋、歌合する所から詠みてとあるに、左方、右方）、八五「永観頃」秋或所歌合（或所の歌合に、物の名など詠まするに、秋風、紅葉、女郎花、薄、荻、雁、機織女、逢はぬ恋）などの歌合歌も残されている。

三、好士としての輔親——名所と月と

一条兼良の『東斎随筆』鳥獸類にそのまま伝えられている説話であるが、『十訓抄』中・七ノ三十に次のような説話が収められている。早春の梅の花の咲く時節に、輔親の自宅の軒先近い梅の木に、鶯が毎日決まった時刻に飛んで来て鳴くのに興じて、鶯の鳴き声を余念なく聞くのを日課として、他事は顧みないほど熱中していた。そのうちに愛好の士を集えて鶯の声を賞美しようと思いついて、当時の歌人たちを招待した。鶯は巳の刻頃に鳴くのが定例だったので、当日は辰の刻頃を集合の時刻とした。招集に先立って、宿直していた伊勢武者に、「かかることのあるぞ。人々渡りて聞かむするに、あなかしこ、鶯うちなどしてやるな」と指示したところ、武者はけつして鶯を追い払ったりはしないと誓った。さて当日になって、皆で鶯を待ち受けていたところ、その日にかぎって鶯が鳴かず、とうとう午の刻になってしまった。不審に思つて武者を呼んで、

今朝は鶯はまだ来ないのかと尋ねると、武者は鶯はいつもよりも早く来たけれども帰りそうなようすだったので、「召し留めて」おいたと答えた。「召し留むとはいかん」と聞きただと、「取りて参らむ」と言つて持つてきたのを見ると、鶯が木の枝に結び付けてあつた。武者は、鶯を逃がすなと言う仰せに背いたら、弓箭取る身の面目が立たないので、射落したのだと、息づかいも荒々しく得意そうに答えたので、一同啞然として退散したというのである。末尾は、「興冷むるなどは、言も疎かなり」で締め括られている。

この説話は風雅を求める貴族と実務に忠実な武士との文明的な落差の大きさを伝えるものであるが、裏返せば中世的世界の照射を受けた王朝のみやびのはかなさを語るものかも知れない。ともあれ、この説話から彷彿としてくる、毎日鶯の鳴き声に聞き惚れている輔親の傾倒ぶりも異常といえはいえないこともない。風雅というよりは好事といったほうが実態に適いそうであるが、これが当時の好士とかすきものとか呼ばれる風流人の生態であり、同じ歌人であっても、専門歌人と呼ばれる、古今集や後撰集の撰者に典型化されているような存在とは異質であつた。もちろん説話はあくまでも伝承によるものであり、その中心となる部分が『十訓抄』に孤立して見られる話柄であるとすれば、

後に輔親に仮託され付加されたもので、輔親の伝記的事実とはかけ離れたものであるが、一方輔親にこのような説話を生み出させるような好士性がなかったとも言ひ切れない。

輔親の好士性という点について、もう少しこだわってみたい。右の説話の冒頭では、輔親の邸宅に言及している。

七条の南、室町の東一町は、祭主三位輔親が家なり。丹後の天の橋立をまねびて、池の中島をはるかにさし出だして、小松を長く植ゑなどしたりけり。寝殿の南の廂をば、月の光入れむとて鎖さざりけり。

「七条」は「六条」の誤りであるが、ここでは輔親の邸宅の庭園は丹後の名所の天の橋立を擬したものであつたこと、月を賞美するために夜間に寝殿の南面の格子を下ろさなかつたことの二つを伝えている。これも輔親の好士性が顕著な逸話といえよう。この説話は、『袋草紙』に伝えられている説話と共通するものがある。

南院（海橋立なり）は輔親卿の家なり。月を見んがために、寝殿の南廂を鎖さずと云々。懷円が、池水は天の川にや通ふらんと詠むは、この所に於いて詠むなり。月の明き夜、徒歩にて行き向かへるに、夜更けて人も寝ぬらんと思ふに、寝殿の南面に輔親一人月を見て居て、時に相互に興に乗じて、この歌を詠み、曉更

に帰ると云々。

『十訓抄』の冒頭部分の記述の骨子は、この『袋草紙』の説話の前半と相通じている。「海橋立」は「天の橋立」のことで、『拾芥抄』中・二十・諸名所部にも、「六条院 六条南室町東、号海橋立、有連理樹、祭主輔親家」とあり、連理の木のあることも加えられている。『源平盛衰記』四・京中消失事に、放火で消失した殿舎や家屋の中にも「天の橋立」の名が見える。「天の橋立」と呼ばれた輔親邸は、「南廂を鎖さず」という評判もあいつて、観月の場所として知られてるようになったのであろう。

『袋草紙』の説話の後半は、『後拾遺集』雜一の次の懷円の歌を踏まえたものである。

月のいと面白く侍りける夜、来し方行く末もありがたきことなど思ふたまへて、徒歩より輔親が六条の家になかれりけるに、夜更けにければ人もあらじと思ふたまへけるに、住み荒らしたる家の端に出で居て、前なる池に月の映りて侍りけるを眺めてなむ侍りける、同じ心にもなど言ひて詠み侍りける

池水は天の川にや通ふらむ

空なる月のそこに見ゆるは

懷円はめつたにない美しい月夜に心動かされて、徒歩で輔

親の家を尋ねる。懷円は、当時の有力な歌人であった源道済の子であり、輔親の好事の語り相手としてふさわしい人間だったかも知れない。深夜なので、人もいないと予想していたのに、輔親の面目躍如、荒れて風情のある家の端近の場所に一人黙然と座して、池に映る月を見ている。懷円は同好の士がいたと快哉して歌を詠む。水面に映る月を底にあると見る類型的な趣向に、「底」「其処」の掛詞を加えて、池の水が天の川に通じているからなのか、池の底にすぐそこに月があるように見えるのかという、池に映る月を見ている輔親の行為に応じるのかのような歌を詠む。まさに肝胆相照らすというような、風雅の友の心の通い合いである。

「同じ心」を詠んだ歌は、共通の愛情を求める恋歌が多いが、次のような月を表立てた歌もある。

月明かりける夜、女のもとに遣はしける

恋しさは同じ心にあらざとも

今宵の月を君見ざらめや

拾遺集・恋三・源信明

中務との恋愛関係の中で詠まれた歌である。恋しさはともかく、今宵の月は互いに「同じ心」で見たいというものであり、月に対する関心から心情の連帯を求めたものである。

梅の花を折りて人に贈りける

君ならで誰にか見せむ梅の花

色をも香をも知る人ぞ知る

古今集・春上・紀友則

月の面白かりける夜、花を見て

あたら夜の月と花とを同じくは

あはれ知らむ人に見せばや

後撰集・春下・信明

正月ばかりに津の国に侍りける頃、人のもとに言

ひ遣はしける

心あらむ人に見せばや津の国の

難波わたりの春のけしきを

後拾遺集・春上・能因

月に限らず、これらの歌に詠まれているように、いわゆる花鳥風月や雪月花というような自然の美や情趣を理解できるような繊細な感覚や文学的素養を備えた人、「花の色香を」知る人「あはれ知らむ人」「心あらむ人」の究極が好士なのである。

『袋草紙』において、輔親と懷円をめぐる説話の次には、能因と藤原節信が、長柄の橋の鮑屑と井手の干からびた蛙という名所にちなむものを珍重して、いつも身近に所持して互いに見せ合つて意気投合したという説話、源経兼が下野守に赴任していた折、都から使に来た人に、用件は取り

合わずに、帰り際にわざわざ引き留めて名所の室の八島を紹介して憤慨させたという説話、河内の重如が月夜にはいつもわざわざ住の江に出かけて行つて夜明かしをしたという説話、能因が毎年花盛りの時期に大江公資の邸宅の桜の花見に上京し、公資の孫公仲に「すぎたまへ。すぎぬれば歌は詠む」と警戒したという説話が続く。これらの説話は、主題的な「いにしへの歌仙は皆すけるなり。然れば能因は人に、「すぎたまへ。すぎぬれば秀歌は詠む」とぞ申しける」と繰り返される教戒の言を挟んで並べられている。輔親は、能因に代表されるような「すく」「すける」、すなわち和歌に傾倒して異常なまでの行動をする好士の一人として伝説化されていたのである。

『能因集』に、次のような歌がある。

京にて、好事七八人ばかり、月の夜客に逢ふといふ題を詠むに

昔見し人にたまさか逢ふ夜かな

都の月はこれぞ嬉しき

能因が都の観月には旧知の人に出会えて嬉しいと詠んだ、当夜の歌会の歌題、「月の夜客に逢ふ」は、風雅に傾倒する好事家としての輔親と懷円の行為に相当するものであり、その歌会に参集した人たちがそのものが好事すなわち好士だったのである。

四、名所憧憬と天の橋立

輔親が自邸の庭園を名所の天の橋立に模して造ったとする説話は、よく知られた源融が自邸河原院を塩釜の浦に模して造ったという名所への耽溺の伝承に共通するものがある。ここにも好士性の典型が見られる。融の河原院にまつわる説話はさまざまな形で伝えられているが、たとえば、『古今集』哀傷の紀貫之の歌、「君まさで煙絶えにし塩釜のうらさびしくも見えわたるかな」について、『顯註密勘』に次のような伝承が記されている。

是は、河原左大臣、六条河原に、いみじき家造り、池を掘り、水を湛へて、潮毎日（月）三十石まで入れて、海底の魚貝などを住ましめたり。陸奥国塩釜の浦を写して、海人の塩屋に煙を立たせて弄ばれるが、かの大匠失せられて後、塩釜の煙絶えたるを見て、貫之の主詠める歌也。浦はよろづの詞に付けたるに、是はやがて塩釜の浦に寄せたり。あはれなる歌也。東六条と云ふ、是也。

また、『古今秘註抄』に、造営の経緯が記されている。

河原左大臣融卿、六条に河原院とて、……殊勝の花亭を造りて、賀茂川を堰き入れけり。業平朝臣参じて、陸奥国に下りて侍しが、名所あまた見侍りしかども、

塩釜の浦に優る所なしと申しければ、塩釜を写して、池に毎月に潮を三十石入れて、海底の魚貝などを住ませてみたり。海人の塩屋を真似びて塩釜の煙を立てて見られけるが、みまかりての後は、煙を立てて見る人もなき由を詠める也。

これは在原業平の東下りを背景に置いた『伊勢物語』八一段を巧みに取り入れて、融の塩釜の浦への憧憬をもたらしただ理由付けとしたものである。

昔、左のおほいまうちぎみいまそがりけり。賀茂川のほとりに、六条わたりに、家をいとおもしろく造りて住みたまひけり。……この殿のおもしろさを賞むる歌詠む。……

塩釜にいつか来にけむ朝なぎに

釣する船はここに寄らなむ

となむ詠みけるは。陸奥国に行きたりけるに、あやしくおもしろき所々多かりけり。我が帝、六十余国の中に、塩釜といふ所に似たる所なかりけり。さればなむかの翁、さらにここを賞でて、塩釜にいつか来にけむと詠めりける。

塩釜の浦の景色のすばらしさに魅せられた業平の心情を説明する『伊勢物語』の語り手の解説が、『秘註抄』では、融への業平の発言に潤色されている。

多様な形で浸透していたのである。

五、和歌史における天の橋立

輔親の愛着した「天の橋立」は、早く『丹後国風土記』（逸文）で、イザナギノミコトの神話と結び付けられて紹介されている。

与謝郡 郡家の東北の隅の方に速石（はやし）の里あり。この里の海に長大き前（岬）あり。長さ、一千二百二十九丈、広さ、或所は九丈以下、或所は十丈以上二十丈以下なり。先づ名をば天橋立といひ、後の名を久志浜といふ。然云ふは、国生みたまひし大神伊射奈芸の命、天に通行はむとして橋を作りたてたまふ。故、天橋立と云ふ。神の御寝坐す間に仆れ伏しぬ。仍ちくしびますことを怪しみたまひき。故、久志備（くしび）の浜と云ふ。此を中間に久志と云ひぬ。

とある。神が天と行き来しようとして梯子を立てたので天橋立と称した。ところが神の寝ている間に、不思議な力が働いて（くしぶ）、この梯子が倒れてしまったので、久志備の浜と称したが、時代を経て、久志と名が変わったというのである。

『今鏡』四・宇治の川瀬では、「天の橋立」が、丹後国の代表的な名所として、丹後守をさすものとしても用いられている。『堤中納言物語』の「よしなしごと」の、諸国の名産品を掲げた中に「天の橋立の丹後和布」とあり、わかめの産地とされる。「天の橋立」は印象深い土地として、

神話の地であった「天の橋立」が、和歌の名所すなわち歌枕へと転換し、和歌の世界に定着していったさまは、『今鏡』七・有栖川の、次のような逸話にその一端がうかがわれる。白河院の皇女令子内親王のもとには、嗜みの深い女房たちが多数つかえていて、その代表格が摂津であった。丹後守藤原為忠が任国に下向していた時、その子が、後の大原の三寂の一人為業らしいが、内親王のもとに参上して女房たちと語っていると、年老いた声で、「八橋と天の橋立と、いづれか勝りておぼえさせたまひし」といつの折に父君に伝えておいてほしいと言う。後に、ある女房がその子に伝言した声の主は誰かと聞くと、質問に名所の名を出したので分かったと答え、それを耳にした摂津が、長柄の橋と言えば自分と分かるだらうけれども、八橋などと言っただけで分かったのは不審だと言った。語り手が「をかし」と評しているように、春と秋、鶯と時鳥、物語の主人公などの優劣や好悪を論じ合う伝統的な問答や論議を継承した、優雅な社交的な会話であり、橋めいたものの名を連ねた話題の中に「天の橋立」が取り上げられるということに、その人気のほどが偲ばれるのである。

『能因歌枕』『国々の所々名』の丹後国の箇所、「天の橋立」が見える。「天の橋立」は、『百人一首』にも収められた、歌合出詠をめぐって揶揄した藤原定頼に対する小式部内侍の応酬の逸話でも印象深い。『梁塵秘抄』二に、歌がそのまま収められ、『俊頼髓脳』、『無名草子』、『古今著聞集』五・和歌などにも、小式部内侍の伝説的な即興の才が伝えられていくことになる。

和泉式部、保昌に具して丹後に侍りける頃、都に歌合侍りけるに、小式部内侍歌詠みに採られて侍りけるを、定頼卿、局の方にまうで来て、歌はいかがせさせたまふ、丹後へ人は遣はしてけむや、使まうで来ずや、いかに心もとなくおぼすらむなど、戯れて立ちけるを、引き留めて詠める

大江山いく野の道の遠ければ

まだふみも見ず天の橋立

『金葉集』雑上
「天の橋立」は歌題にもまま採用され、よく知られているのが次の歌である。『袋草紙』に、「兩題にて一首を詠ずることあり」の例に挙げられている。

公任卿家にて、紅葉、天の橋立、恋と三つの題を人々に詠ませけるに、遅くまかりて人々皆書くほどになりければ、三つの題を一つに詠める歌

は、次の二首である。

漁りする火影ばかりをしるべにて

心の通ふ天の橋立

この里に跡垂れ初めしそのかみの

雲路を分けて天の橋立

歌合の歌では、歌題としてではないが、断簡で伝えられる康保三年（九六六）十月二十二日内裏後度前裁合の村上天皇御製に「天の橋立」が詠まれている。

万代を松も生ひぬる今日よりや

天の橋立古りずこそ見ぬ

書陵部本『為仲集』に、「冬日三首歌、中納言殿の召す、紅葉、天の橋立」と歌題が掲げられている。

今日までも天の橋立よそにのみ

聞きわたりつついかで過ぎけむ

『風情集（公重）』には、遍照寺、武隈の松、帚木、和歌の浦、吹上、八橋、室の八島、塩釜の浦、清見が関、住吉、布引の滝、丹後の浦、岩代の松、しららの浜、絵島、宮城野、明石の浦、姨捨山、杵岐の松原、海橋立、龍門、末の松山、長柄の橋、浮島、籬の島など二十五の名所の一つとして歌題になっている。

聞きわたる人に見せばや松が枝の
けしき異なる天の橋立

恋ひわたる人に見せばや松の葉の

下紅葉する天の橋立

『金葉集』恋下・藤原範永
「天の橋立」の用例が八代集に見られるのは、右の二首の歌を取めた『金葉集』以後である。『金葉集』以後の勅撰集の歌は、次の二首である。

同じ御時、百首歌奉りけるに詠める

なみ立てる松の下枝を蜘蛛手にて

霞みわたれる天の橋立

『詞花集』雑上・源俊頼

丹波国にまかれりける時詠める

思ふことなくぞ見まし与謝の海の

天の橋立都なりせば

『千載集』羈旅・赤染衛門
和歌史的には、これらの勅撰集に反映する平安中・後期頃から、「天の橋立」はいちだんと注目されるようになったというところになる。

歌題としては、範永判の康平六年（一〇六三）十月三日「丹後守公基歌合」に、祝、月、菊、鹿、露、霧、擣衣、紅葉、海人橋立、恋の題の中に含まれている。現地で催された歌合といわれるが、ともかく歌題に取り上げられているのは注目してよい。この歌合における「天の橋立」の歌

私家集では、次のような例が見られる。

音に聞く天の橋立立てて

及ばぬ恋も我はするかな

『伊勢集』

永観元年（九八三）、一条大納言の家の寝殿の障子に、国々の名ある所を絵に描けるに、……天の橋立

満つ潮も上りかねてぞ返るらし

名にさへ高き天の橋立

『順集』

一条の太政大臣の家の障子の絵、国々の名ある所々を絵に描かせ侍りて、人々歌詠みて付けよと侍りしかば、詠みて奉りし……天の橋立

与謝の海の天の橋立見渡せば

方々波を分くる標かも

『能宣集』

『順集』『能宣集』『兼澄集』などによれば、一条大納言藤原為光の障子絵の題は、春が浜名の橋、八十島、浮島、田子の浦、小余綾の磯、大淀、夏が鏡山、しかすがの渡、秋が宇治、大堰川、佐保山、冬が住吉、天の橋立、高砂となっている。

屏風に、……天の橋立待るところに、海人の待るに

誰がために渡りそめけむ与謝の海の
浦に世を経る天の橋立

『能宣集』

秋

うち渡し岸辺は波に崩るとも
我が名は尽きじ天の橋立

『好忠集』

円融院の御前の日、召しなくて参りたりとてさい
なまれて、又の日奉りける
与謝の海の内外の浜はうらさびて

憂き世を渡る天の橋立

『好忠集』

丹後に下るに、宮より衣扇賜はせたるに、天の橋
立描かせたまひて

秋霧の隔つる天の橋立を

いかなるひまに人渡るらむ

御返し

思ひ立つ空こそなければ道もなく

霧渡るなる天の橋立

『和泉式部集』

人の返り事に

花なみの里とし聞けば物憂きに

君引き渡せ天の橋立

『和泉式部集』

絵に、……橋立に、馬に乗りたる人あるところに
駒ならん人離れたり行方なく

舟流したる天の橋立

『和泉式部集』

これらの歌から、歌ことばとしての「天の橋立」の用法を抽出してみよう。「標」に見立てられるような砂嘴として「与謝の海」に突き出した「天の橋立」は、名所として憧憬の地であった。また、曾禰好忠や和泉式部と結婚した藤原保昌など受領層の任地として知られ、「内外の浜」「花なみの里」などの地名が見られるのも、その地に密着していたからであろう。景観としては「松」で知られ、海にちなんで「波」「潮」「海人」を重ねて「漁り」「舟」なども詠まれる。表現としては「橋」を意識させ、「踏む」「渡る」「渡す」のような縁の詞と関連する。「跡垂れて」のように、神話的なものも受け継がれている。同音反復で「立て」を導く序詞的な修辭も見られる。名所歌の題としても人気がある。輔親が自邸の庭園に「天の橋立」の景を模したのも、このような歌枕的な定着を背景にしていることであらう。

あろう。

六、輔親の専門歌人性と好士性

輔親について、歌の家を継承する専門歌人性と歌に耽溺する好士性との二面性が見られることを考察してきた。なぜ輔親という歌人に一見相反するような二面が存在するのか。ここに平安中期の和歌史の実情が反映しているように説明づけできないかと思うのである。専門歌人に和歌の詠作を委ねた『古今集』や『後撰集』の時代と異なつて、花山院や公任が『拾遺集』の時代の歌壇の主宰者であったという事実に見られるように、当時は上層貴族の歌人化という現象が顕著に見られるようになっていた。そのような趨勢の中で、本来の専門歌人の活躍すべき場が狭められてきて、歌人たちはその存在理由に危機を抱くようになり、そのはけ口を求めるようになったのではなからうか。一方、『安法法師集』や『惠慶法師集』に見られるような、河原院の歌人たちといわれる源融の後裔である安法や惠慶などの歌僧を中心に、好士的な順、元輔、能宣、時文、兼盛、重之、好忠、兼澄などの受領層歌人が交流して風雅の集いが催されていた。また、『袋草紙』には、長能に能因が師事したとある。能因が典型的な好士であることはよく知られることであるが、その周辺で歌の相伝とでもいうべき師

弟関係が始まったというのも、注目すべきものである。

大中臣家のような歌の家の形成、長能と能因の歌の師資相承、和歌を詠むことそのものが目的化した河原院の歌人の登場などは、『古今集』以来の和歌史がこの時期に一つの成熟の階段に至ったということの徴証であらう。そのような動向の中で、歌壇の主導権が花山院や公任のような上層貴族に掌握されるようになったことは、中下層の受領層歌人が担ってきた専門歌人としての役割が後退することを意味する。権門の私的な和歌生活を中心に据えた『後撰集』の表面から、五人の撰者はまったく影を潜めていたが、他方、当時の歌人たちは、屈折した遊戯感覚で、順などに端的に見られるような、詠作の形式や歌語の開拓に腐心していた。受領層歌人たちは、道長時代に至つていよいよ私化した宮中や権門の和歌に奉仕する一方で、和歌に耽溺することによって喪失感を満たしていたのである。輔親が身を置いた和歌史の現実はそのようなものであり、そこに、重代の歌の家を出自とする正統的な歌人輔親が、また風雅に偏向する異端的な好士でもあり得たという現象が生じたのである。